

(別 紙)

蒲情審答申第 55 号

(諮詢第 52 号)

件名：実施機関（蒲郡市選挙管理委員会）が管理する備品台帳のうち、IC レコーダーが掲載されているページのみで最新のものの非公開決定（文書不存在）に関する件

## 答 申

蒲郡市選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が、「実施機関が管理する備品台帳のうち IC レコーダーが掲載されているもの（以下「本件対象文書」という。）」について、不存在を理由として非公開としたことは妥当である。

### 1 異議申立てに至る経過等

#### (1) 公文書の公開の請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成 25 年 3 月 18 日付で実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成 10 年蒲郡市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、本件対象文書の公開の請求を行った。

#### (2) 公文書の特定及び処分

実施機関は、申立人の請求の内容を、実施機関が管理する備品台帳と解し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を申立人に平成 25 年 4 月 1 日付で通知した。

#### (3) 異議申立て

申立人は、本件処分を不服として、平成 25 年 5 月 14 日付で行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づく異議申立てを行った。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### (2) 申立人の主張要旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張している理由は、次のとおり要約される。

ア 実施機関の本件処分の理由は、「A. IC レコーダーを所有していない。B. よって、IC レコーダーが記載された備品台帳が存在しない。」ということである。

イ 蒲郡市には、堂々と不正を繰り返す機関が存在するのが現実である。

ウ 非公開理由がない場合には、公開しなければならない。

エ なお、過去の審査会の答申には、「…事務局職員をして…」という記載が見受けられるが、著しく不適切である。なぜなら、審査会は、公正・公平を担保

するために設置された独立の機関であるにもかかわらず、その事務局職員は、不正の実績のある市長部局の職員が兼務している現実があるためである。よって、「…事務局職員をして…」とする審査は認められない。

オ 加えて、ただ聞き取りをしたのみで、「…合理性が認められる。」であったり、「…不自然な点は見当たらない。」といったような記載が見受けられるが、審査をしているのか疑問である。不自然であっても、「…不自然な点は見当たらない。」といった感覚では、実施機関の聞き取りをしても、事実関係を把握することはできない。

カ ただの実施機関の聞き取りではなく、審査会の事実確認による審査を求める。

### 3 実施機関の説明

実施機関が、理由書で主張している理由は、次のとおりである。

本件対象文書について、文書を保有していない。蒲郡市選挙管理委員会には、一切の備品も無く、また備品台帳も存在しない。

### 4 審査会の判断

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の公開を請求する権利が保障されている。しかし、請求権が認められる前提として、請求時に当該公文書が現実に存在し、実施機関がこれを保有・管理している状態でなければならない。

当審査会は、本件対象文書の存否について双方の主張する内容を踏まえて次のとおり検討した。

蒲郡市物品管理規則（昭和63年蒲郡市規則第13号）第35条では「課等の長は、…備品又は重要備品を取得したときは、備品・重要備品台帳を作成し、物品出納員又は物品取扱員に交付しなければならない。」と備品台帳について規定している。

当審査会は、当審査会の事務局職員をして、実施機関の文書目録を確認させたところ、備品台帳に関する記載がなく、また、実施機関が主張しているとおり、実施機関は備品を管理していないため、備品台帳も存在しないことが確認された。

なお、申立人は、当審査会の事務局職員が他の機関の職務を兼務していて不公平であると主張しているが、当該事務局職員は当審査会の命に従い、職務を行っているうえ、事務局職員が審査を行い判断しているわけではないため、申立人の主張は不適当である。

よって、実施機関が不存在を理由として非公開とした決定は、妥当なものと認められる。

### 5 申立人のその他の主張について

申立人は、異議申立書及び意見書においてその他諸々主張をしているが、いずれも本件の審議とは直接の関連はなく、当審査会の判断を左右するものではない。

## 6 結論

以上のことから、当審査会は冒頭のとおり判断する。

### ○審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成25年 5月28日	実施機関からの諮問
平成25年 7月 3日	実施機関から理由書収受
平成25年10月30日	申立人から意見書収受
平成26年 1月24日	審議
平成26年10月17日	事務局による報告
平成27年 6月18日	審議
平成27年11月20日	審議及び答申の検討

※本件は、申立人からの口頭意見陳述の希望はなかった。